

杨木県公報

平成21年 3月3日(火) 第2051号

目 次

告 示

水防管理団体の指定に関する告示の一部改正14	19							
土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正14	19							
土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正15	50							
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正15	50							
同15								
同15	50							
介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止15	50							
介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止15	51							
介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止15	51							
土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧15	51							
道路の区域の変更15	52							
都市計画事業計画の変更認可15	52							
公告								
特定非営利活動法人の設立の認証の申請15	53							
大規模小売店舗の新設の届出15								
疑似患畜の届出15	54							
土地改良区営土地改良事業の換地処分の届出15								
開発行為の工事完了15	55							
2 級建築士試験及び木造建築士試験の実施15	55							
宅地建物取引業者の監督処分15	57							
調 達 等 公 告								
入札公告15	57							

告示

栃木県告示第百二十八号

平成二十一年三月二十三日から適用する。水防管理団体の指定に関する告示(昭和四十四年栃木県告示第五百二十七号)の一部を次のように改正し、

平成二十一年三月三日

栃木県知事 福田 富二

二町村の項中「、二宮町」を削る。

(原三點)

栃木県告示第百二十九号

平成二十一年三月二十三日から適用する。土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成十八年栃木県告示第四百三十九号)の一部を次のように改正し、

平成二十一年三月三日

栃木県知事 福田 富一

「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「二宮町役場」を「真岡市役所」に改め、表中「川叫

町 一 ゆ 「 草岡市 」 口 込 も る。

栃木県告示第百三十号

正し、平成二十一年三月二十三日から適用する。土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成十八年栃木県告示第四百四十一号)の一部を次のように改

平成二十一年三月三日

栃木県知事 福田 富一

団」を「脚国み」に改める。「土木部砂防謀」を「県土整備部砂防水資源課」に、「二宮町役場」を「真岡市役所」に改め、表中「川叫

栀木県告示第百二十一号

正し、平成二十一年三月二十三日から適用する。急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和六十一年栃木県告示第百三十八号)の一部を次のように改

平成二十一年三月三日

栃木県知事 福 田 富 一

「土木部砂防謀」を「県土整備部砂防水資源課」に改め、三の表中「二宮町」を「真岡市」に改める。

栃木県告示第百二十二号

し、平成二十一年三月二十三日から適用する。急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和六十二年栃木県告示第六百八号)の一部を次のように改正

平成二十一年三月三日

据术果知事 届 田 富 I

宮町」を「真岡市」に改める。「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「二宮町役場」を「真岡市役所」に改め、三の表中「二

栃木県告示第百二十二号

平成二十一年三月二十三日から適用する。急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十年栃木県告示第二十九号)の一部を次のように改正し、

平成二十一年三月三日

栃木県知事 福田 富一

宮町」を「真岡市」に改める。「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「二宮町役場」を「真岡市役所」に改め、二の表中「二

(砂防水資源課)

栃木県告示第134号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成21年3月3日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指	定の	申	請	者	廃止の	サービ	ス
	名 称「		_{夕和乃7}		件 ま	= 老 (P 氏名 住 所	年月日	の種	類
70800553	デイサービスセ ンターふれ愛		医療法人 小山市城 丁目7番	一 、博愛会 龙山町二	1	市城	山町二	平成20年 11月1日	通所介護	